

落ちこぼれをつくらないための教育制度研究—アメリカを事例として—

研究代表者 齋藤 桂 (D1) 教員 杉本 均
研究分担者 三宅 浩子 (M2) 桐村 豪文 (M2)

〔研究目的〕

本研究は、児童生徒が落ちこぼれになることを防ぐための教育に関して、政策、教員養成、教育方法などの観点から、主としてアメリカにおける初等中等教育法に焦点をあてて考察することを目的としている。

現行の初等中等教育法、別名 NCLB (No Child Left Behind Act) は、1965 年制定の初等中等教育法の修正法にあたる。各州はこの法律を受けて、これに沿った州教育規約などの修正を行うとともに、標準テストを開発・実施して、州内の子どもが最低限の学力水準以上にあるかどうかを測定している。このことから、NCLB において言われている“a child being left behind” (いわゆる、落ちこぼれ) とは、州が設定した最低限の学力水準に満たない子どものことを指すと考えられる。

そこで、本研究では、理論および具体的な実践の両面からのアプローチを用いて、アメリカではどのような理念に基づいて児童生徒の成績不振や不登校を防ぐプログラムが施行されているのか、教員の資質を向上させるための施策はどのような規定に基づいて行われているのか、落ちこぼれてしまった児童生徒はどのようにケアされているのか明らかにする。

〔研究経過〕

本研究では、現在のアメリカにおいて、落ちこぼれをつくらないためにどのような教育制度がつけられ、実践されているか研究を行った。授業においては、比較教育学講座と教育行政学講座の院生を中心に、教育方法学講座の研究生も加わって、NCLB の規定内容や実践例の紹介から統計資料の分析・考察まで、参加学生の興味・関心に基づいて幅広く検討した。参加学生の一部は 1 月末にワシントン D.C. に赴き、日本国内では入手できない資料の収集を行った。

授業時間以外の個別研究では、初等中等教育・高等教育・教員システムなど、児童生

徒の学校生活を取り巻く環境・制度設計等のマクロ的検討を中心としつつ、現場実践の観察や実地調査によるミクロ的検討を行ってきた。研究メンバーの研究内容は、次の通りである。

【齋藤】：初等中等教育段階において、親の教育参加が子どもの教育達成に与える影響を考察する。具体的には、親の教育参加を①連邦法、②校長のリーダーシップ、③教職員のスキル、④家庭ごとの教育戦略の観点から検討する。

【桐村】：高等教育段階において、学生の進路選択や学生のニーズ等を考慮した大学経営戦略の観点から、学生の高等教育へのアクセスを検討する。また、NCLBにおける教育財源や補助金の運用について、従前の連邦教育法との差異を考察する。

【三宅】：教員の資質を向上させる方策について、主に①連邦法、②州法、③教員資格・教師教育システムの観点から、検討する。

【研究成果】

本研究によって、次のような成果が得られた。

「落ちこぼれをつくらない」ことを掲げた NCLB に基づく現在のアメリカの教育制度は、先行研究においてはとかく AYP(Adequate Yearly Progress)に基づくアカウントビリティ・システムやアセスメントに焦点化されがちである。しかし、本研究は、実際には親の教育参加等に関する規定の拡充や、連邦補助金の使途における裁量の拡大、旧来の法制度との連続性を持つ教員政策によって包括的に計画されていることを明らかにした。

(文責：齋藤 桂)